

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

新しい被保険者証と

保険料額決定通知書を

送付します

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者証は、8月1日に更新します。新しい被保険者証と平成21年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

新しい被保険者証と保険料を確認ください。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061 または兵庫県後期

高齢者医療広域連合事務局 ☎078-326-2021

被保険者証

被保険者証の更新時期は、毎年8月1日です。8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示し、受診ください。

保険料の滞納状況によって

は、有効期限が短い保険証(短期被保険者証)を送付することが



あります。

未納がある場合は、早めに納付をお願いします。また、特別な事情により納付が困難な場合は相談ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。

なお、世帯員全員が市県民

〈一部負担金の割合と自己負担限度額等〉

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件	
		個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)			
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%[44,400円] ※注1	260円	同一世帯に市県民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方。ただし、市県民税課税所得145万円以上でも収入が一定の金額に満たない方(※注3)は、市の担当窓口申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています】	
一般		12,000円	44,400円		現役並み所得者、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方	
低所得	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円] ※注2	世帯全員が市県民税非課税	低所得Ⅰ以外の方
			15,000円	100円		各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

※注1…[]内は過去12カ月以内に既に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※注2…[]内は過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

※注3…同一世帯に被保険者が1人の場合の被保険者の収入…383万円

・同一世帯に被保険者が1人(収入383万円以上)で70歳以上75歳未満の方がいる場合の被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計…520万円

・同一世帯に被保険者が複数の場合の被保険者全員の収入合計…520万円

税非課税の方で認定証をお持ちでない場合は、入院の際に市の担当窓口へ申請ください。

また、世帯員全員が市県民税非課税(表の区分で低所得I・IIに該当)の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金(1割)

が表の世帯単位欄の限度額となり、入院時の食事代も減額されます。



保険料額決定通知書

長寿医療制度では、被保険者一人ひとりから保険料を支払いいただきます。

平成21年度の保険料率は、平成20年度と同じです。また、保険料額は平成20年中の所得に依りて計算され、引き続き軽減対策も行われます。



●保険料の計算方法

①均等割額	39,093円
+	
②所得割額	[平成20年中の総所得金額等(※注1) - 330,000円] × 7.19%
①+②	平成21年度保険料額(最高限度額50万円)

※注1: 総所得金額等とは、

収入額から控除額を引いた金額です(控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含まれません)。

※出石町奥小野と但東町奥赤の方は、特例により、所得割の料率と均等割額が異なります。

●保険料の納付方法

原則、年金から引き落とされる「特別徴収」ですが、申し出により、口座振替による支払いを選択することができます。

口座振替を希望の方は、市の窓口へ相談ください。



平成20年度に保険料減額措置(均等割額8・5割軽減等)の対象になり、平成20年10月から保険料の支払いが中断している方は、7月から平成21年度の保険料の支払いが始まります。

○年金からの支払い(特別徴収)

4月、6月、8月、10月、12月、2月の6回に分けて年金から天引き徴収します。

○口座振替や納付書での支払い(普通徴収)

7月から翌年3月まで毎月(9回)納付いただきます。

●所得の低い方の軽減

○同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額に応じて、均等割額が次のように軽減されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯	軽減割合(軽減後均等割額)
【33万円(基礎控除額)】以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)	9割(3,909円)
【33万円(基礎控除額)】以下の世帯	8.5割(5,863円) (※注2)
【33万円(基礎控除額) + 24万5千円 × 被保険者数(世帯主を除く)】以下の世帯	5割(19,546円)
【33万円(基礎控除額) + 35万円 × 被保険者数】以下の世帯	2割(31,274円)

※注2: 本来は7割軽減ですが、平成21年度は8・5割軽減となります。

○所得割額算定にかかる所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみ)の場合は211万円)以下の

方は、所得割額が5割軽減されます。



●被扶養者だった方の軽減

制度加入前日に会社の健康保険などの被扶養者だった方は、制度加入時から2年間、所得割額は掛からず、均等割額が5割軽減されます。

なお、平成21年度は特例として均等割額が9割軽減されます。

●保険料の減免

災害などで大きな損害を受けたとき、特別の事情で所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となるときなど、申請により保険料の減免を受けることができます。詳細は、市の窓口にご相談ください。

